

## 診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(令和2年4月30日付.保医発0430第3号.令和2年5月1日適用)により測定方法が追加された検査項目及び(令和2年5月13日付.保医発0513第1号.令和2年5月13日適用)により、新たに保険収載された検査項目についてご案内申し上げます。

謹白

## ◎新たに測定方法が追加された検査項目

項目名	保険点数	区分
カルプロテクチン(糞便)	276点	区分番号「D003」 糞便検査 (尿・糞便等検査)

ア (略)

イ 本検査を潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として測定する場合は、ELISA法、FEIA法又は金コロイド凝集法により測定した場合は、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ (略)

※下線部の測定方法が追加されました。

●弊社受託未定

## ◎新たに保険収載された検査項目

項目名	保険点数	区分
SARS-CoV-2抗原検出	600点	区分番号「D012」 感染症免疫学的検査 (免疫学的検査)

SARS-CoV-2(新型コロナウイルスをいう。以下同じ。)抗原検出は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原の検出(COVID-19(新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。))の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合に限り、600点を算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記の点数を1回に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断が見つからない場合は、上記の点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

●弊社受託未定